【規程番号　神女大Ⅱ－004】

神戸女子大学健康福祉学部教授会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 43 条第４項の規定に基づき、健康福祉学部教授会（以下「教授会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　教授会は、学部長、教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

第３条　教授会は、原則として月１回及び学部長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　教授会の議長は学部長がこれに当たり、学部長に事故があるときは学部長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　教授会は、学長が学則第 43 条第２項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　教授会は、学則第 43 条第３項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　教授会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　教授会の議事は出席者の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第９条　この規程の改廃は、学部長が行い学長に報告する。ただし、学部長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。